

救急医療講演会を開催



夜間救急当番医制度の現状を説明する同協議会の池田副会長



寸劇などで救急車の要請は、本当に必要か考えて欲しいと呼びかけました



夜間救急当番医制度を存続させるためには、市民の皆さんのご理解とご協力が必要です。

約200人が参加した講演会

救急医療と健康教育の出前講座を実施

市では、市民の皆さんに「子どもが夜間・休日に病気になった時の対応などや歯科・栄養相談に関することについて、医師や保健師がわかりやすく説明する出前講座を1月から実施しています。

ぜひ、この機会にご利用ください。

- 対象者＝市内に在住又は通勤・通学するおおむね10人以上の団体・グループ
例) 町内会、PTA、サークル、家庭教育学級など
- 出前時間＝10時から21時までの間の90分以内
- 出前場所＝市内に限ります
※会場の手配や設営などのほか、使用料が発生する場合などは、申込者側で対応をお願いします。
- 申込方法＝受講を希望する日の20日前までに、電話又はFAXでお申し込みください。

【問い合わせ・申込先】

市健康増進課

☎ 0994-41-2110

FAX 0994-41-2117

12月8日、夜間救急当番医制度などについて考える「救急医療講演会（大隅地域保健医療協議会主催）」が開催され、市民や関係者など約200人が参加しました。

現在の夜間救急当番医制度は、時間外の救急患者に迅速に対応するため、軽症患者は地域医療機関が担当し、重症患者は鹿屋医療センターが担当する制度で、鹿屋方式と呼ばれています。

しかし、夜間救急の受診者が平成11年から平成18年にかけて18倍、小児救急に

いたっては45倍増加。そのため、夜間救急当番医の疲労が限界に達し、翌日の診療にも支障をきたすなど、この制度の存続が危機的状況にあります。

講演会では、同協議会の池田副会長が、夜間救急当番医制度の現状や、4月からの夜間救急当番医の診療時間を、午後11時（救急患者を除く）までとした理由について説明しました。

鹿屋医療センターの原口副院長が、「現在、大隅地域に小児が入院できる施設は医療センターしかありません。しかし、このまま時間外患者数が増加すると、3人の小児科勤務医しかない医療センターの小児科はなくなりそうです。もし、そ

うなれば、地域医療機関が小児を診られなくなり、鹿屋方式は崩壊します。そうならないためには、市民の皆さんのご理解とご協力が必要です」と夜間救急当番医受診の適正化と昼間の受診をお願いしました。

また、大隅肝属地区消防組合本部の鳥丸警防課長が、増加している安易な救急車の要請について、救急車を呼ぶ際は、救急車が必要かどうかよく考えて欲しいと講演したほか、大隅肝属地区消防組合中央消防署が、救急患者への対応の遅れから、助かる命を助けられないという設定の演劇を披露し、救急車を要請する際の適正な判断を呼びかけました。